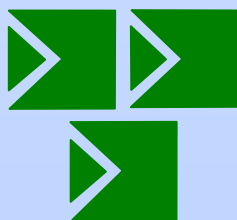




習志野市スポーツ推進計画

令和8(2026)年度～令和15(2033)年度

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化



習志野市教育委員会



はじめに

スポーツは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、人と人をつなぎ、地域に活力をもたらす大切な役割を担っています。仲間と一緒に体を動かす楽しさや、応援する喜び、地域で支えるやりがいは、私たちの暮らしを豊かにし、ウェルビーイングの向上にもつながっています。

国においても、スポーツ基本法に基づいた、第3期スポーツ基本計画により、多様な主体におけるスポーツの機会創出や健康増進、地方創生、まちづくり、スポーツを実施する者の安全・安心の確保等に取り組むことが求められています。

本市では、これまで「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」と「スポーツによるまちの活性化」を目指す将来像に掲げ、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいりました。現在は、子どもから高齢者まで幅広い世代が、健康づくりや交流を楽しむ姿が広がっています。

一方で、少子高齢化やライフスタイルの変化により、スポーツに求められる役割も多様化しています。子どもたちの夢を育む場として、働く世代のリフレッシュの機会として、また高齢者の健康や生きがいづくりの場として、さらには障がいの有無を問わず誰もが安心してスポーツに参加できる環境を整えることがますます重要となっています。

このたび策定した「習志野市スポーツ推進計画」は、こうした課題と可能性を踏まえ、「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を基本理念として定め、「する」「みる」「ささえる」をスポーツ推進における施策の柱とし、誰もがスポーツを通じて幸福感を得た生活を送り、市全体が活気あふれるまちを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、習志野市スポーツ推進審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係者、関係団体の皆様に対して心より感謝申し上げます。

令和8年3月 習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨4
- 2 現代におけるスポーツの役割4
- 3 本市のスポーツの現状と課題5

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の位置づけ 16
- 2 スポーツの定義 18
- 3 計画の期間 18
- 4 基本理念 19
- 5 基本方針 19
- 6 施策の柱 20
- 7 目標値の設定 21
- 8 計画の進め方 22

第3章 計画の実現に向けた施策

- 1 施策体系 23
- 2 施策の展開
 - 1 「する」スポーツの推進 24
 - 2 「みる」スポーツの推進 26
 - 3 「ささえる」スポーツの推進 27
- 3 取組 28

資料編

- 1 用語の解説 29
- 2 生涯スポーツ課所有の用具一覧 33
- 3 スポーツができる施設・広場等の一覧 35
- 4 スポーツができる主な施設・広場等の写真 37
- 5 スポーツ施設、公園・広場等のマップ 38
- 6 習志野市スポーツ推進審議会委員名簿 39
- 7 習志野市スポーツ推進計画策定についての諮問・答申 40

第1章 | 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、平成17(2005)年に「習志野市生涯スポーツ振興基本計画」を策定しました。

また、平成26(2014)年には、さらなる市民スポーツの推進を図るため、「習志野市スポーツ推進計画」を策定し、市民のスポーツニーズに対応すべく、さまざまな施策を展開しました。その後、令和2(2020)年に「習志野市スポーツ推進計画」を拡充させた計画を策定し、これまで多くの実績を重ねてきました。

国においては、スポーツ基本法に基づき、日本の「スポーツ文化」の成熟に向けて、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和4(2022)年に「第3期スポーツ基本計画」を策定しています。

本市においては、今後、人口減少、少子高齢化がますます進むことが見込まれ、スポーツに求められるものは大きく変化するものと捉えています。

このような状況を踏まえ、今後もさらなる本市のスポーツの推進を図るためには、市民の求めるスポーツニーズに対応した取組や健康づくりに視点を置いたスポーツ、さらには少子高齢化、環境問題、地域活性化、安全・安心など、現代社会が抱える諸問題に対しても適切な対応が求められ、スポーツを通じた「まちづくり」を目指していくことが必要となります。

そこで、本市が目指すスポーツ施策として「習志野市スポーツ推進計画(令和8(2026)年度策定)」を策定するものです。

2 現代におけるスポーツの役割

スポーツは、市民一人ひとりの心身の健康を支えるだけでなく、地域社会に活力をもたらす、人生の質を高めるための重要な要素です。特にコロナ禍を経た現代では、スポーツがもたらす「ウェルビーイング(※1)」の価値が一層注目されています。

○心身の健康の向上

コロナ禍では運動不足や孤立感が課題となりましたが、日常生活に適切な運動を取り入れることは、身体的な健康だけでなく、精神的な充実感を高めるためにも欠かせません。スポーツは、生活習慣病の予防や身体機能の維持に寄与するだけでなく、ストレス軽減や心の安定をもたらします。運動習慣を持つことで健康長寿や生活の質向上が期待されます。

※1 29 ページ用語の解説を参照、以下同様

○人々をつなぐコミュニティの形成

スポーツは、人と人をつなぐ力を持っています。地域のスポーツ活動やイベントを通じて生まれる交流は、孤独感の解消や地域全体の一体感を生み出します。個々の健康だけでなく、社会的なつながりは重要であり、スポーツはその基盤を築く役割を担っています。

○教育と人材育成

スポーツは、子どもたちに努力やチームワーク、フェアプレーの精神を教える貴重な教育の場です。また、地域全体でスポーツを支える活動を通じて、新たなリーダーや人材を育む機会ともなります。

○誰もが参加できる多様なスポーツ環境

高齢者、障がいのある人、子どもたち、そして忙しい生活を送る働く世代まで、誰もが自分に合った形でスポーツを楽しめる環境を整備することは重要です。多様なニーズに応じたスポーツ環境の提供が求められています。

○経済的・文化的発展への貢献

プロスポーツや地域スポーツイベントは、経済効果をもたらすだけでなく、習志野市の魅力を広く発信する場となります。さらに、スポーツ文化の振興は、市民の誇りと郷土愛を育む一助となります。

3 本市のスポーツの現状と課題

現行計画の検証

社会情勢の変化としては、コロナ禍によるスポーツ大会・イベントの中止、運動不足による健康二次被害、そして、新しい生活様式への対応が求められました。

その他、ICTなどのデジタル技術革新の進展、健康寿命の延伸、多様性を認め合うまちの実現、SDGsのスポーツでの貢献などの影響を鑑み、スポーツを推進しました。

今後も、社会情勢に順応しながら、本市の実情に合わせたスポーツの推進を展開することが重要です。

本市では、令和6(2024)年5月に「習志野市スポーツ・運動に関する市民アンケート」を実施しました。

本アンケートは、本市のスポーツや運動の現状・課題等を明確にし、市民ニーズに即した施策(取組)を推進していく事を目的とし、平成30(2018)年度に実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」からの経年変化、さらには令和2(2020)年度策定の「習志野市スポーツ推進計画」における進捗の確認や評価、これらを踏まえた次期計画策定の基礎資料としています。

アンケートの概要

実施年度	令和6(2024)年度
調査対象者	市内在住 満19歳以上の男女 各1,500名
調査期間	令和6(2024)年5月10日(金)~6月14日(金)
調査方法	【配布方法】郵送 【回答方法】郵送、WEB
回答者	886名
回答率	29.5%

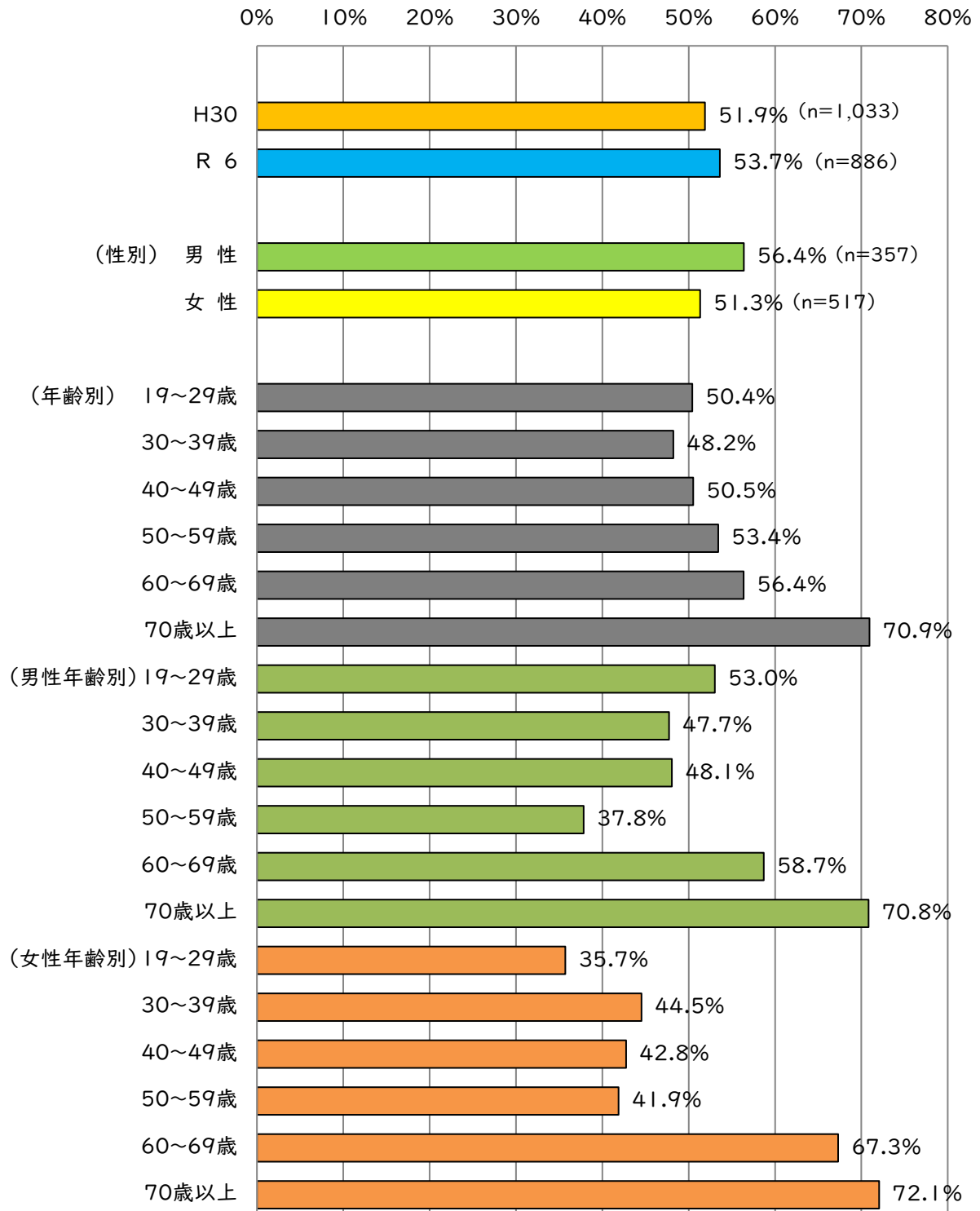
「する」スポーツの現状と課題

- ・本市のスポーツ・運動の実施頻度は、週1回以上(「ほぼ毎日」、「週3回程度」、「週1回程度」)の3区分の合計)と回答した人が全体の53.7%と、前回(H30:51.9%)から微増となっています。
- ・性別では、「男性(56.4%)」の方が「女性(51.3%)」よりも高い結果で、年齢別では、「70歳以上(70.9%)」が最も高く、「30~39歳(48.2%)」が低いという結果でした。男女・年齢別では、「男女ともに70歳以上(男性:70.8%、女性:72.1%)」が高く、低いのは、「男性50~59歳(37.8%)」、「女性19~29歳(35.7%)」という結果でした。
- ・スポーツ・運動をする目的は、高い順に「健康維持(39.8%)」「体づくり(20.2%)」「ストレス解消(13.9%)」となっています。
- ・スポーツ・運動をしない理由は「時間がない(65.3%)」が高く、次に「スポーツが苦手(22.7%)」「お金がかかる(19.6%)」の順でした。
- ・興味があるイベントは、4割近くが「一人でも参加できるイベント(37.0%)」と答えており、続いて「プロ選手と触れ合えるイベント(24.8%)」、「親子で参加できるイベント(21.2%)」の順となっています。

■「する」スポーツの課題

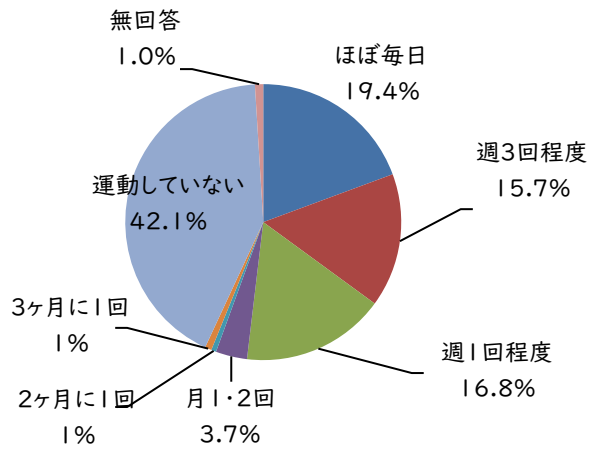
定期的にスポーツ・運動を実施するに至っていない4割の市民の多くがあげている理由が、「時間がない」ことや、スポーツ・運動をする目的は「健康維持」が最も多いことから、単に「スポーツを行う」「スポーツを楽しむ」のではなく、少ない時間で、フレイル(※2)予防等「健康維持」のために取り組むことができるような、スポーツの機会の提供等が必要と考えられます。

スポーツ・運動を行った人の割合(週1回以上)

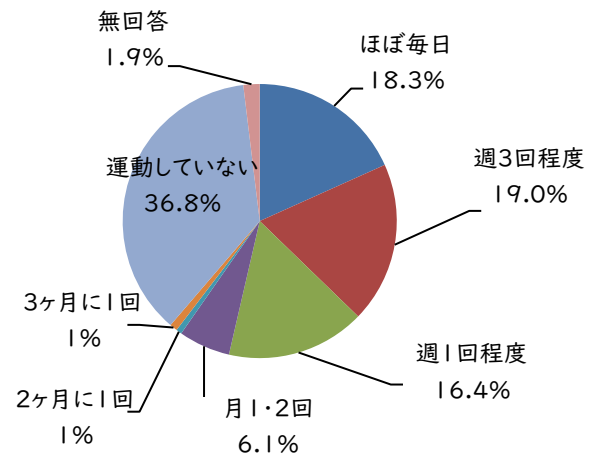


スポーツや運動を行った人の実施回数

n=886



【H30年度】



【R6年度】

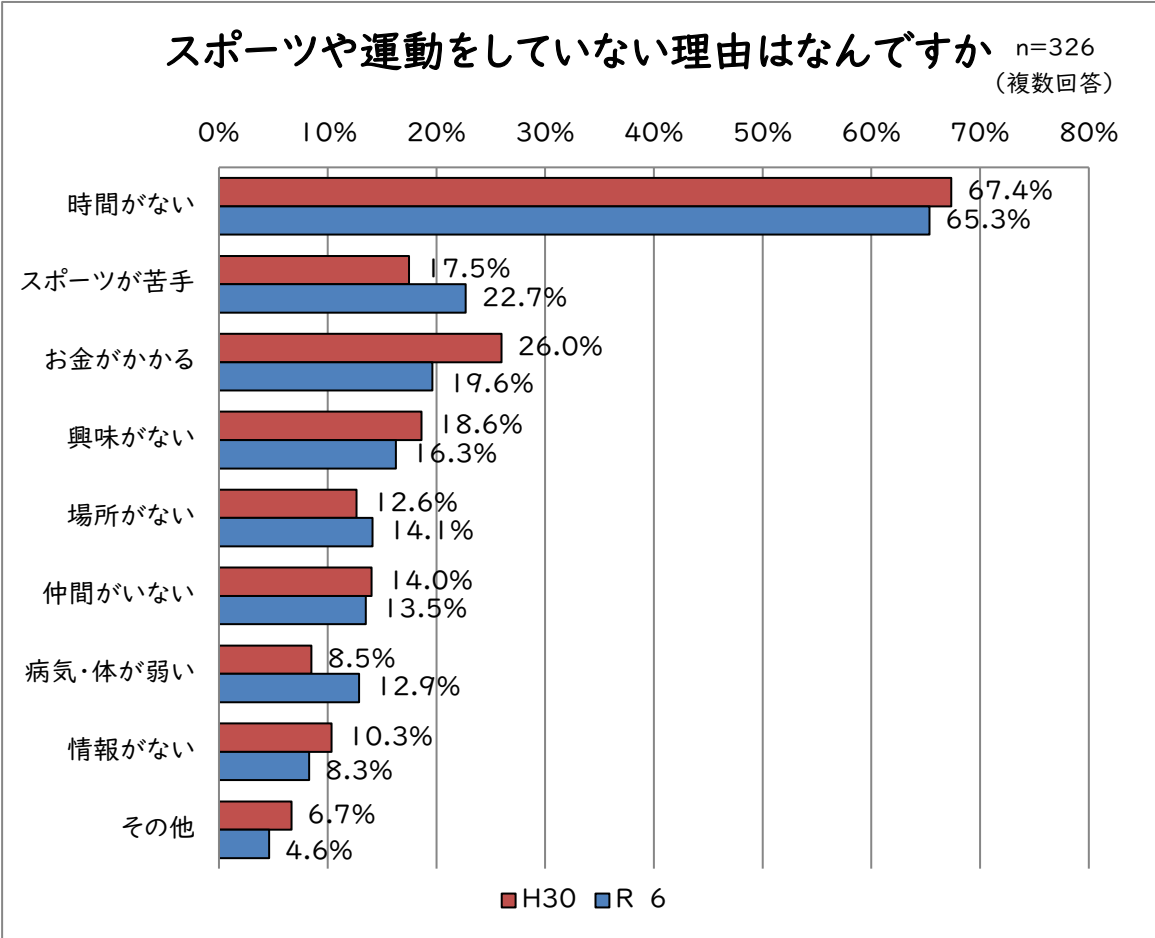
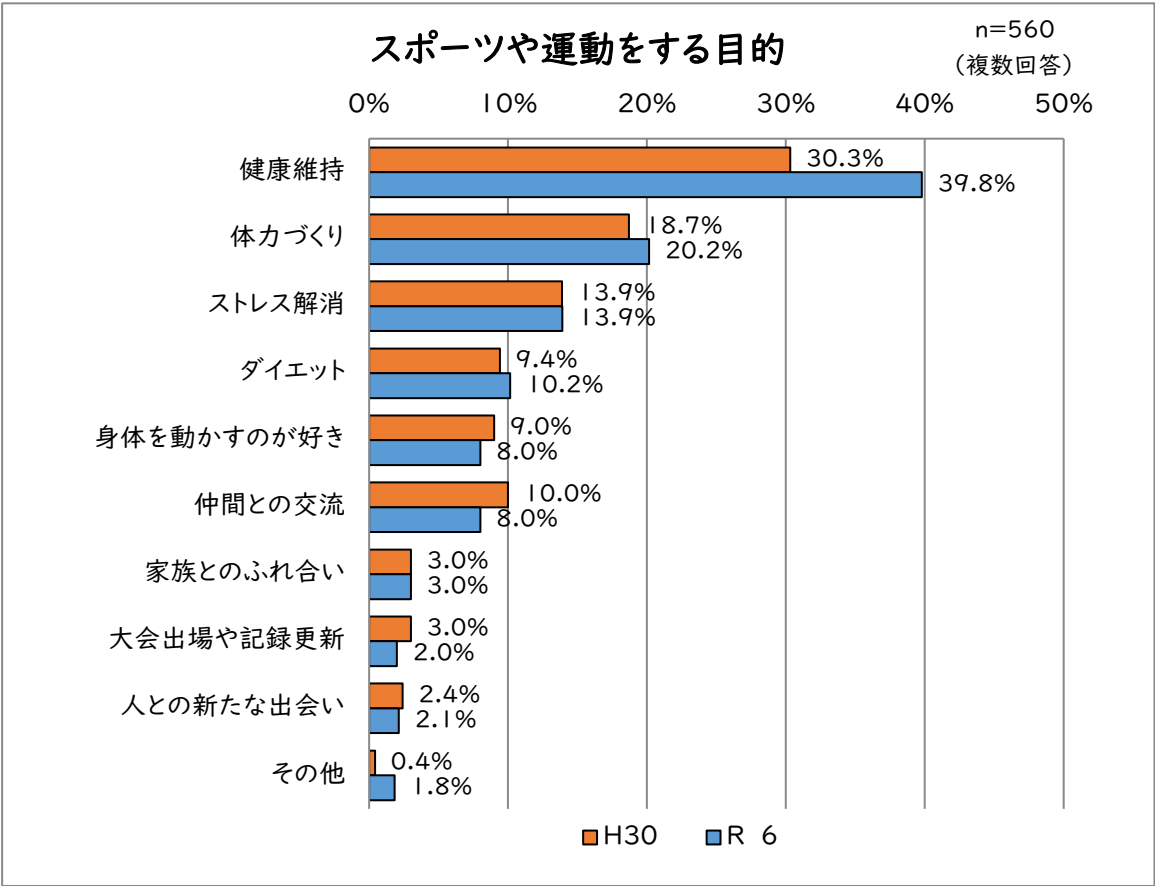
スポーツ奨励大会 ニュースポーツフェスティバル

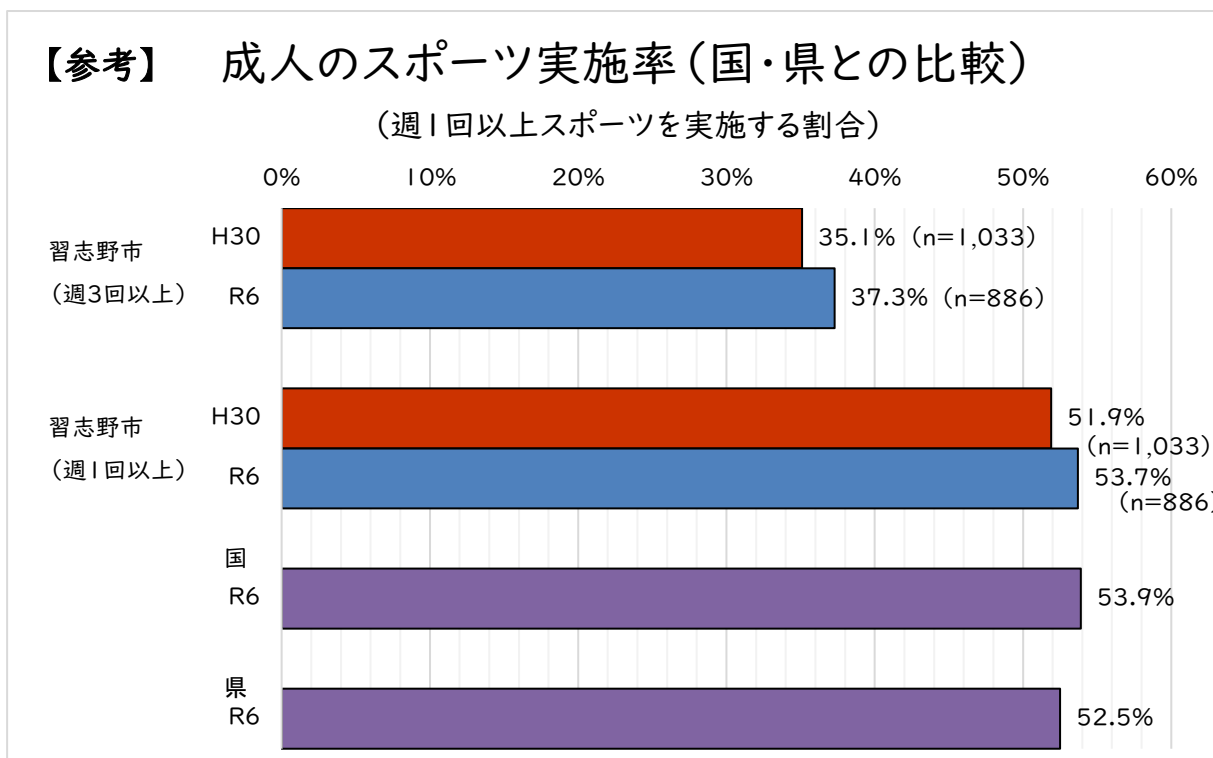
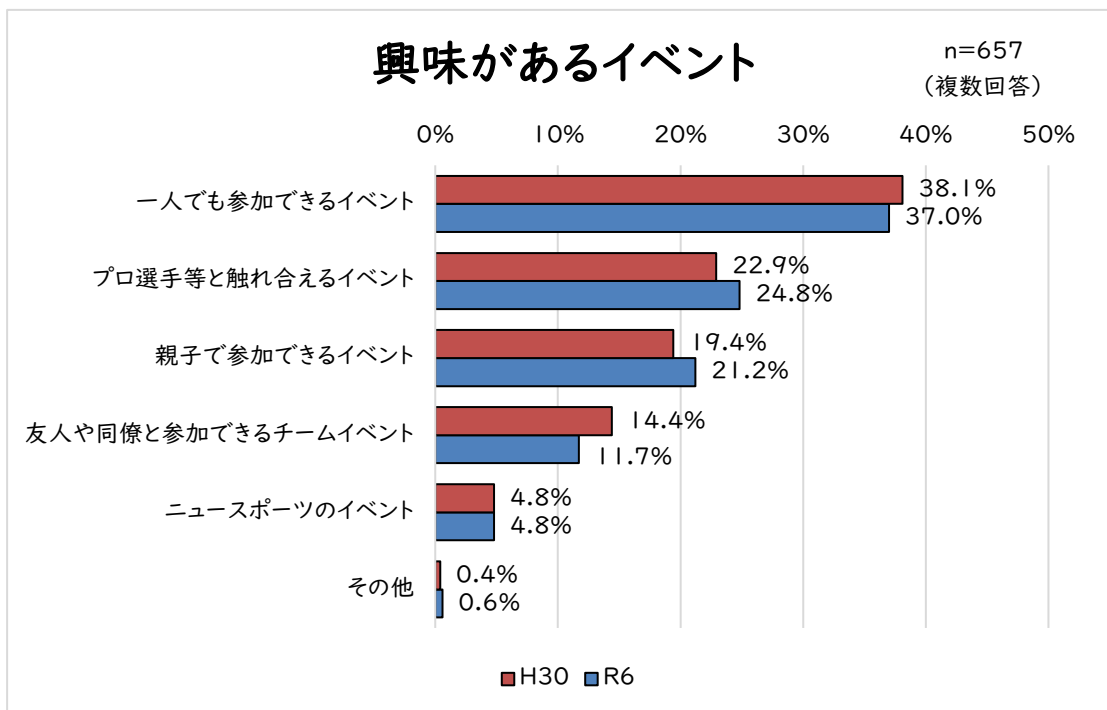


■ ドッジビー



■ ディスゲッターナイン





(出典)

スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和6年度11月実施)

千葉県「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」(令和6年度9月実施)

「みる」スポーツの現状と課題

- ・スポーツ観戦の状況は、「会場に行つて観戦する(28.0%)」は減少し、「テレビで観戦する(46.2%)」が増加した一方、「テレビなどでも観戦しない(23.8%)」も増加しました。
- ・性別では、「会場に行つて観戦する」男性(30.0%)が多く、年齢別では50～59歳(32.9%)が高いという結果でした。その一方で、「テレビなどでも観戦しない」では、30～39歳(37.1%)が他の年齢に比べて高い結果でした。
- ・「どこの会場で見ますか」の質問に対しては、「県内の市町村(54.3%)」「県外(34.8%)」「市内(9.6%)」という結果でした。
- ・スポーツを観戦しない理由は、「興味がない(78.7%)」が最も多く、続いて「時間がない(30.3%)」の順となっています。
- ・市内で活動等をしているスポーツチーム等の認知度は、「千葉ロッテマリーンズ(89.3%)」が最も多く、続いて「阿武松(おうのまつ)部屋(43.1%)」「オービックシーガールズ(43.0%)」の順でした。

■「みる」スポーツの課題

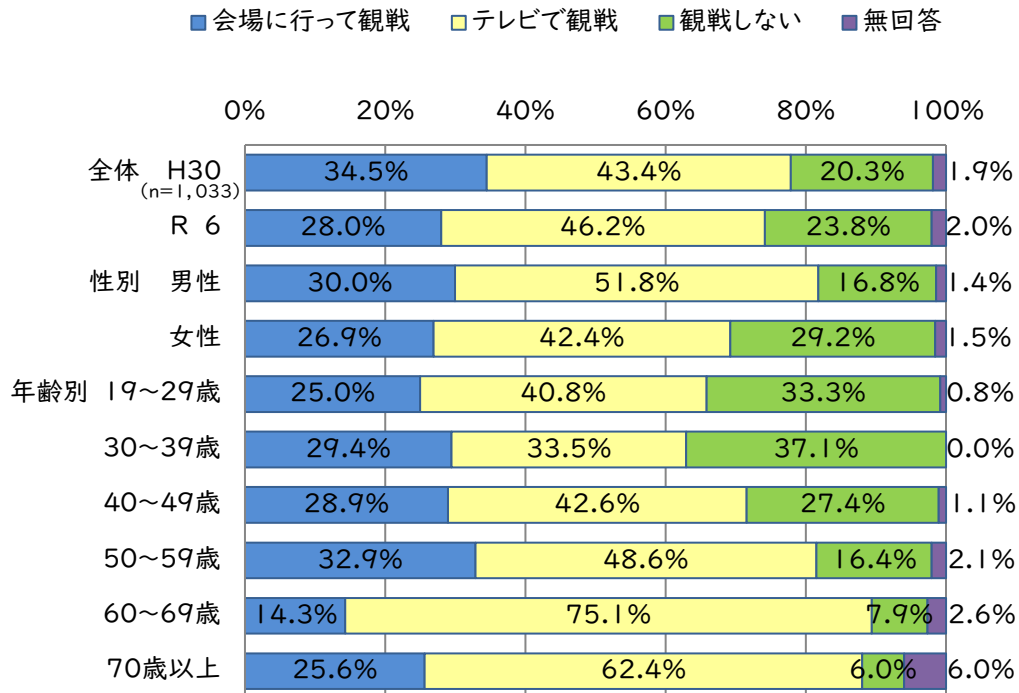
前回調査と比べ、「会場に行つて観戦する」人の割合が減少し、「テレビなどで観戦する」人の割合が増加しているのは、コロナ禍の影響や急速なIT化により、テレビやパソコン、スマートフォンなど観戦ができる媒体が増加・普及したためだと考えられます。そのような中で、さらなる「みる」スポーツの推進を進めるには、ITを最大限に利用した情報の周知や、実際に会場に足を運んでもらうための取り組みの工夫が必要と考えられます。



■ オービックシーガールズ ホームゲーム

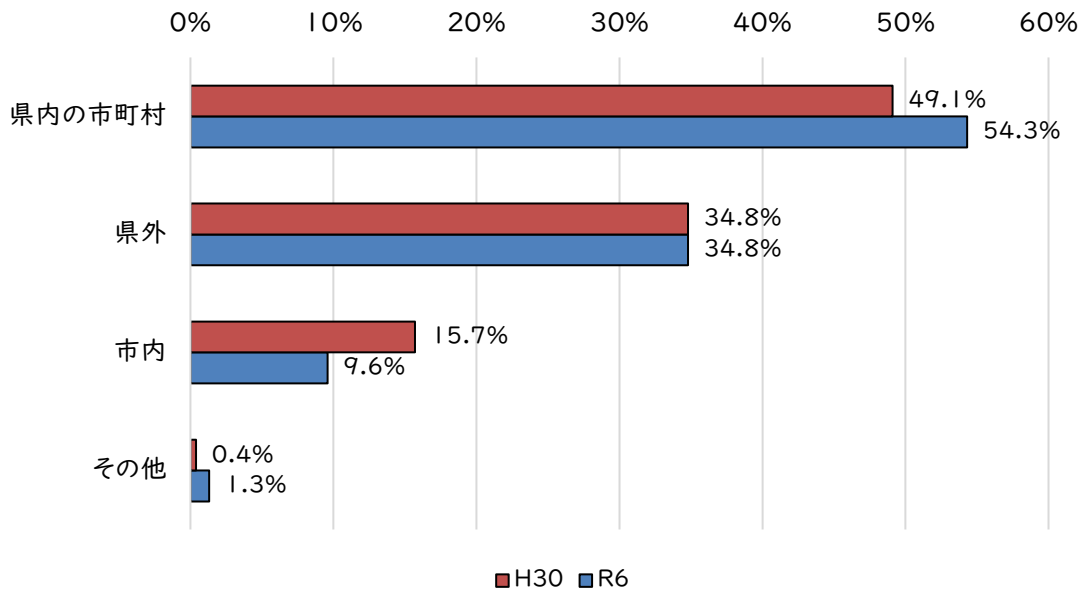
スポーツの観戦状況

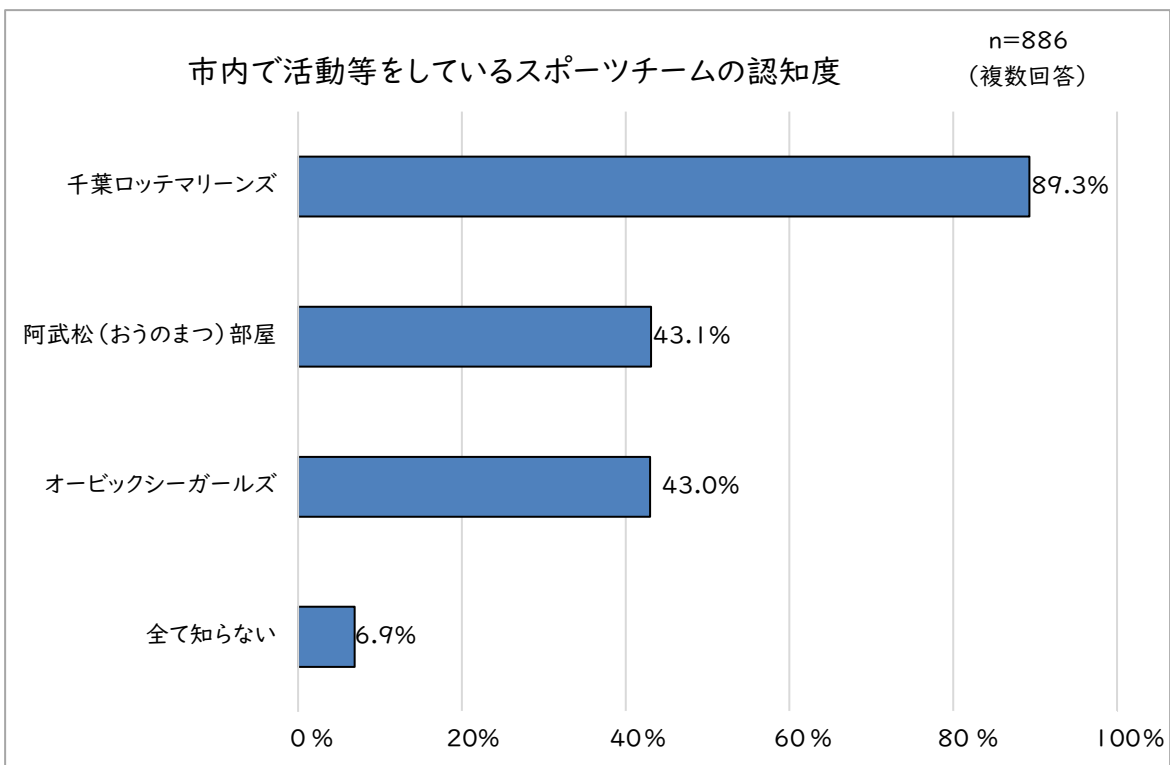
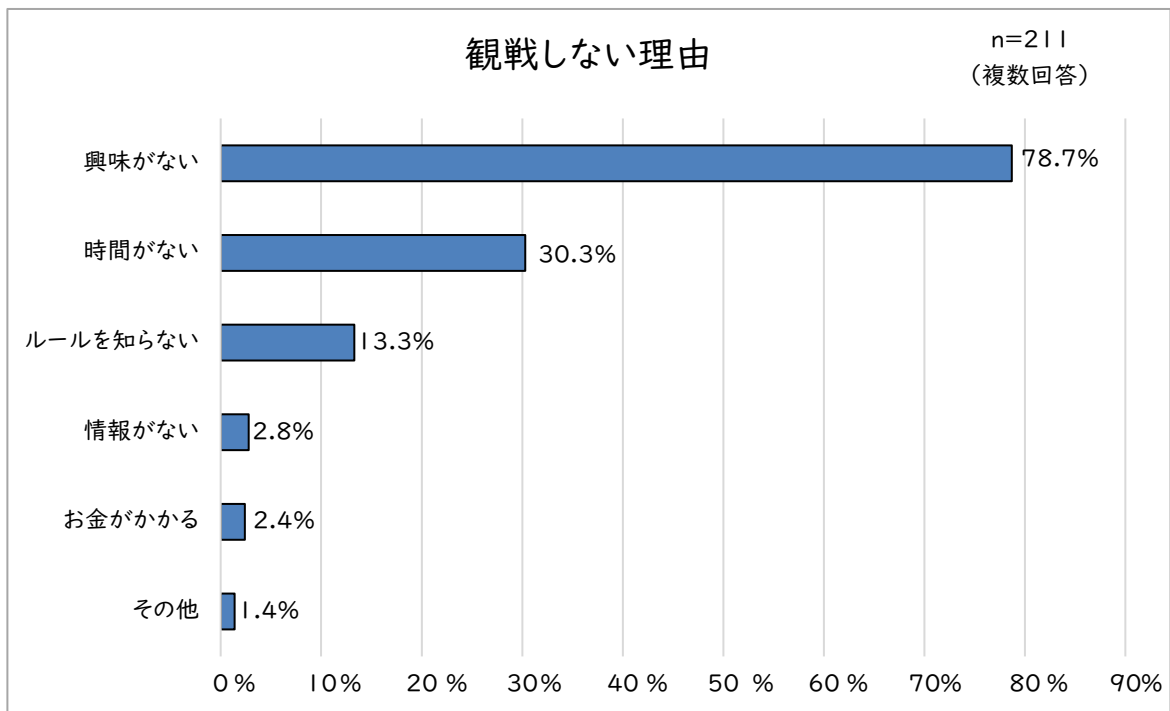
n=886



どこの会場で見ますか

n=248
(複数回答)





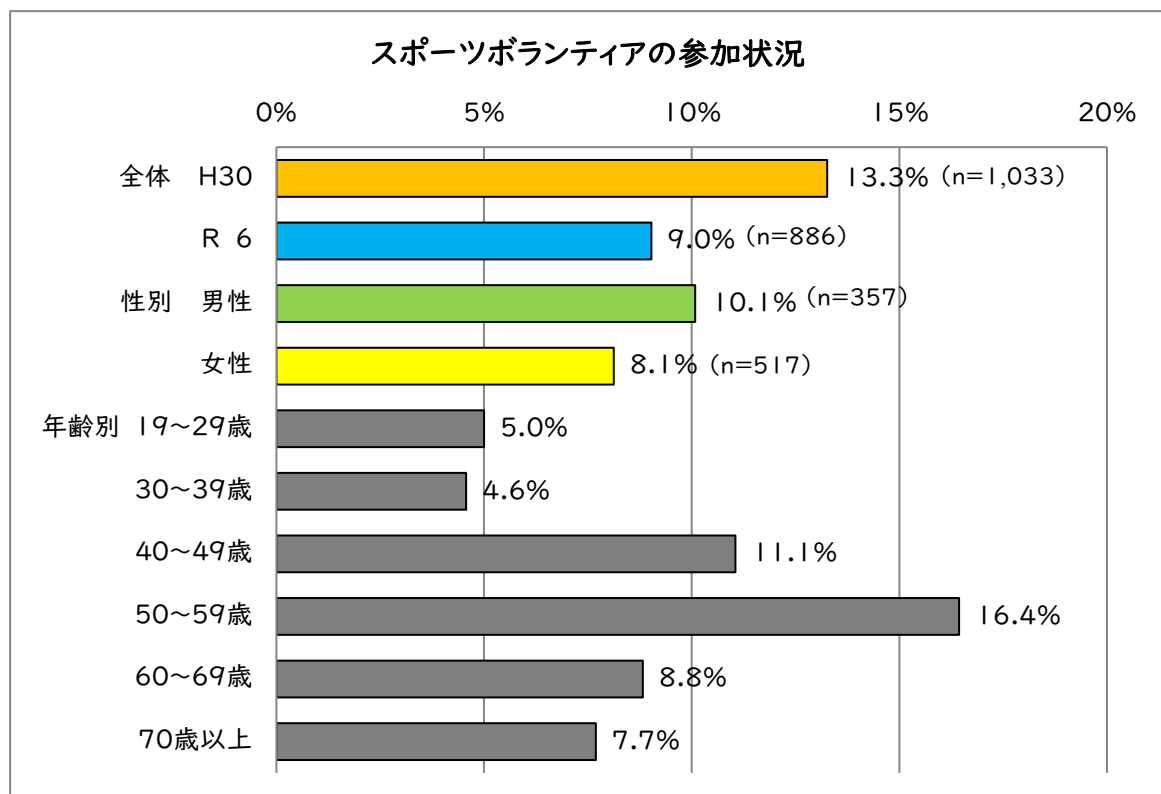
ささえるスポーツの現状と課題

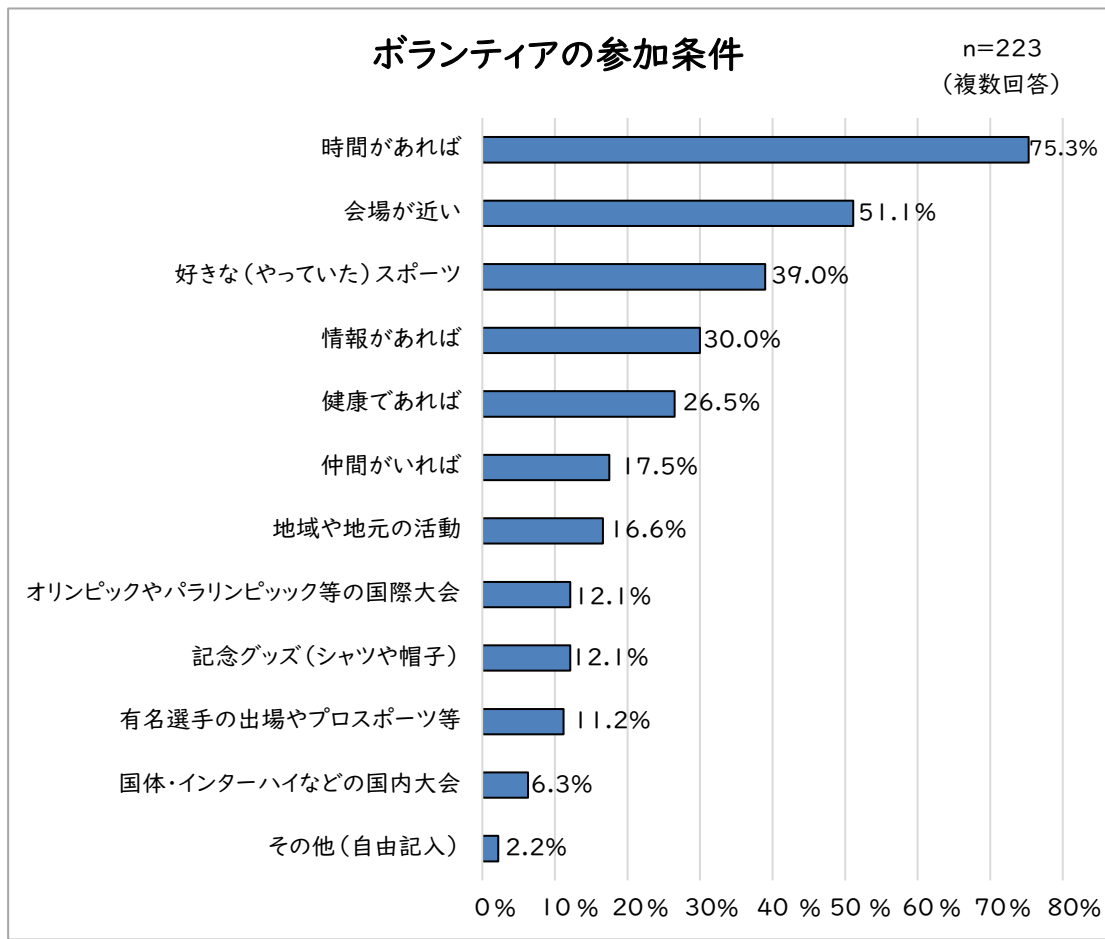
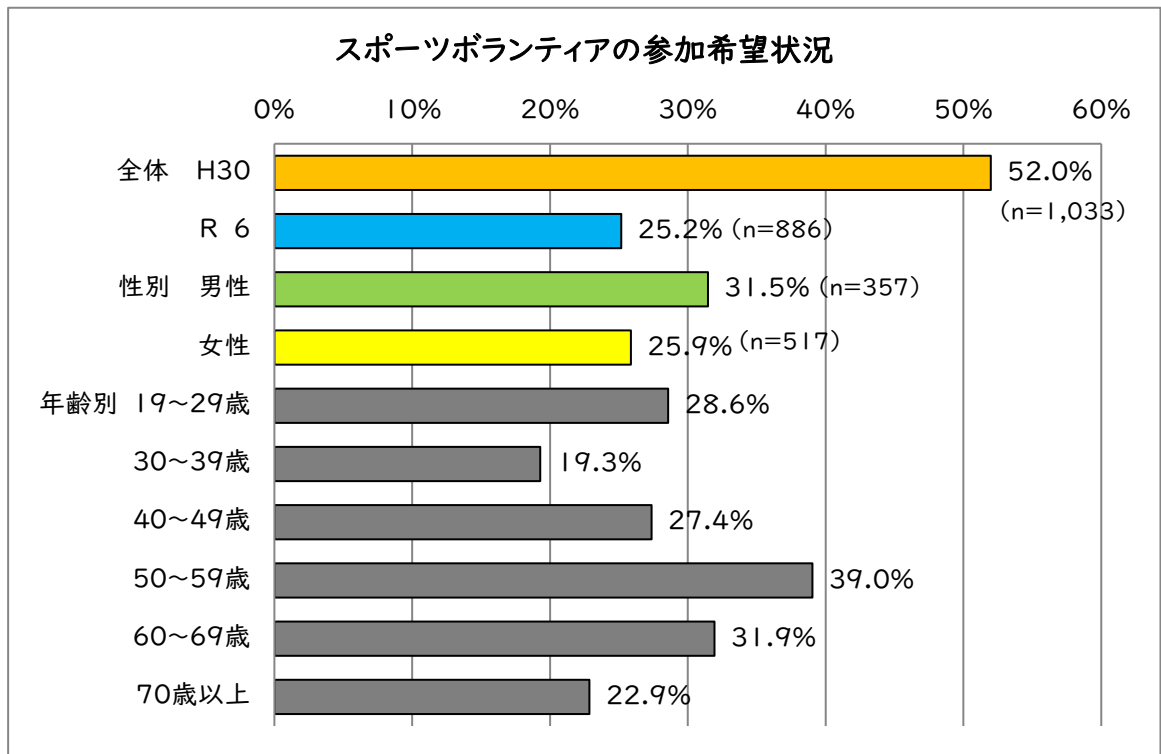
- ・スポーツに関するボランティア活動に「参加したことがある(9.0%)」の割合は、前回(13.3%)より減少しています。
- ・性別では、「男性(10.1%)」が高く、年齢別では「50~59歳(16.4%)」が高いという結果で、一方、参加状況が一番低かったのが「30~39歳(4.6%)」という結果でした。
- ・「今後ボランティアに参加したいですか」の質問に対しては、「今回(25.2%)」は、「前回(52.0%)」と比較して大きく減少しています。また、性別では、「男性(31.5%)」の方が高く、年齢別では、「50~59歳(39.0%)」が高いという結果でした。一番低かったのが「30~39歳(19.3%)」という結果でした。
- ・ボランティアへ参加したいと回答した人の参加条件は、「時間があれば(75.3%)」「会場が近ければ(51.1%)」「好きなスポーツであれば(39.0%)」の順となっています。

■ささえるスポーツの課題

前回調査と比べ、「スポーツボランティア活動を行ってみたい」と思っている市民が大きく減少していることから、スポーツボランティア活動の認知度の向上が課題です。

また、「時間があればやってみたい」という回答が多いことから、少ない時間で行うことができるスポーツボランティア活動等、参加しやすい環境を整備することも必要です。





第2章 | 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

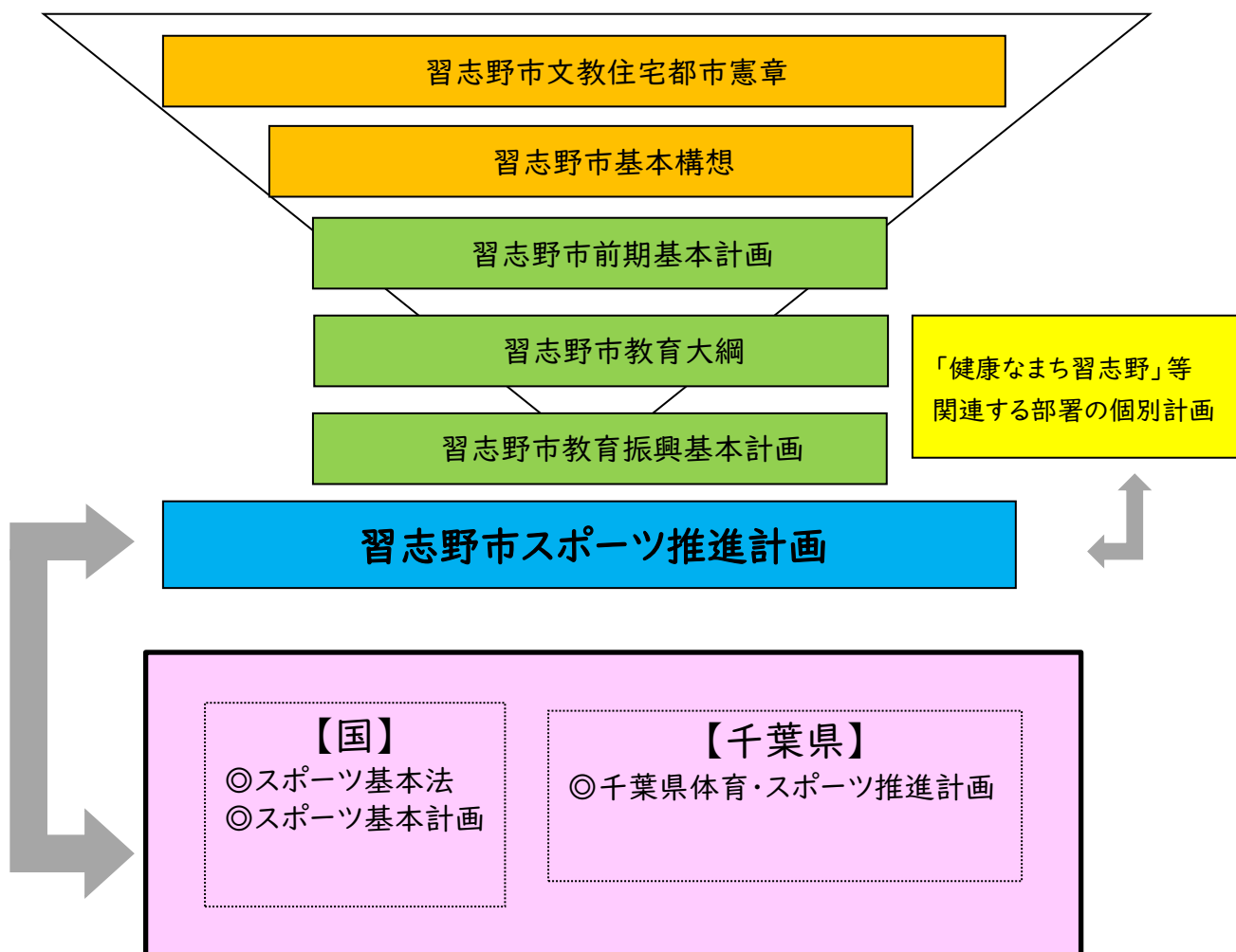
(1) 法律的な位置づけ

本計画は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条に規定される「地方スポーツ推進計画」と位置づけます。

(2) 上位計画や個別計画並びに国及び県との関係性

本計画は、習志野市文教住宅都市憲章の理念のもと、習志野市基本構想、習志野市前期基本計画や習志野市教育大綱、習志野市教育振興基本計画と整合を図るとともに、関連する部署の個別計画と連携した計画とします。

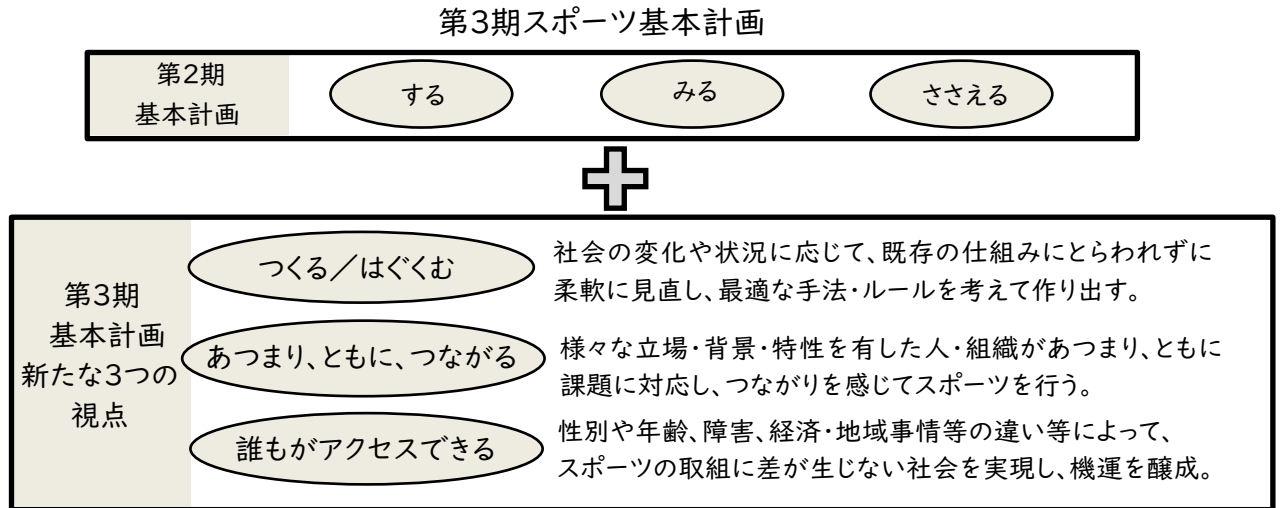
また、国や県の動向を踏まえ、本市の実情に即したスポーツ推進に関する計画とします。



■国の動向

国では、令和4(2022)年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。第2期期間中の様々な動向を踏まえ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の3つの新たな視点を加えています。

また、同計画の中では、「成人の週1回以上のスポーツの実施率が70%になることを目指す」としています。



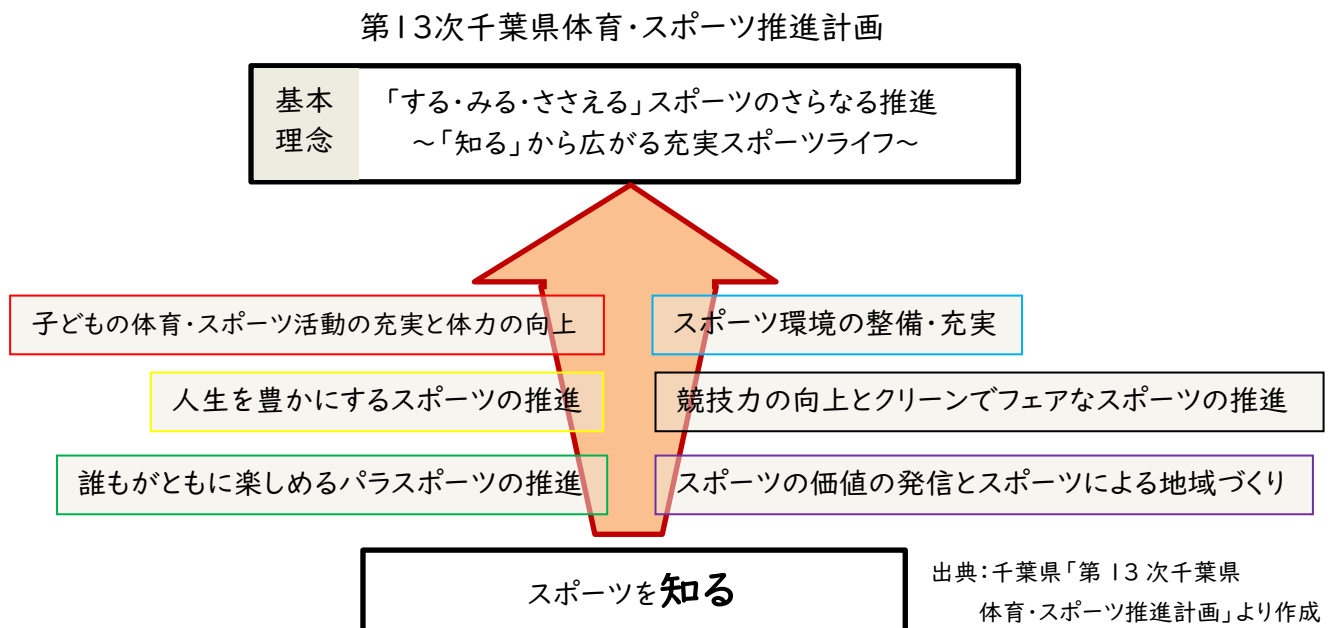
出典：スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」より作成

令和7年6月にスポーツ基本法が改正され、「する」「みる」「ささえる」に加え、新たに「集まる」「つながる」が明示されました。

■県の動向

県では、令和4(2022)年3月に「第13次千葉県体育・スポーツ推進計画」が策定されました。

第12次計画の成果と課題を踏まえ、「する」「みる」「ささえる」スポーツの基盤となる「スポーツを知る」という関わり方が、スポーツを推進する上で重要であるとしています。



2 スポーツの定義

スポーツ基本法で規定するスポーツとは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」としております。

具体的には、国の第3期スポーツ基本計画に示されているとおり、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーションも含まれます。

本市では、これらを踏まえ、スポーツを広く捉えることとします。

3 計画の期間

本計画は、習志野市前期基本計画、習志野市教育大綱、習志野市教育振興基本計画の期間に合わせ、令和8(2026)年度から令和15(2023)年度までの8年間とします。



4 基本理念

基本理念

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

スポーツには、市民の健康増進や自己実現、生活の質を高め、夢や希望、感動を与えるとともに、活力ある地域社会を形成していく力があります。このスポーツの力を活かすとともに、市民がスポーツを通じて幸福感を得た生活を送り、市全体が活気あふれるまちにするため、本計画の基本理念を「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」と定めます。

5 基本方針

前習志野市スポーツ推進計画（令和2年度～令和7年度）期間中に生じた社会変化や出来事を踏まえ、次のことを念頭に置き取り組んでいくこととします。

1 スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

国の第3期スポーツ基本計画において新たに加わった「あつまり、ともに、つながる」の視点から、関係団体、関係部署との連携、他イベントとの同時開催、多方面からの人材の活用等、「ともに」課題の対応や活動の実施を図ります。

さらに、それぞれの立場や強みを生かした連携体制を築き、情報共有や相互支援を深めることで、より効果的で持続可能なスポーツ推進を実現します。

また、デジタル化が急速に進む現代において、人が集まり、人との豊かなつながりを創出することはとても重要であると考えます。このことを踏まえ、本市においてもスポーツを通じて、集まり、つながることができる環境づくりを進めていきます。

2 安全で安心な環境づくり

施設の適切な維持管理に取り組むとともに、市民の誰もが年齢や体力に応じて、安全かつ安心して気軽にスポーツに親しめる環境の整備を図ります。

特に近年の猛暑に伴う熱中症リスクの高まりを受け、スポーツ活動の安全確保を最優先に考えた取組を推奨します。水分補給の徹底、温度・湿度の確認体制の強化に加え、活動・大会の開催を涼しい時期や時間帯に設定するなど、柔軟な対応を行います。また、市民への啓発活動を通じて自己管理の意識を高めます。

6 施策の柱

本計画では、「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツの3つの施策の柱で、本市のスポーツ推進に取り組みます。

1 「する」スポーツの推進

市民のライフステージに応じたスポーツの場を提供し、スポーツを通じた市民の健康づくりを目指します。

2 「みる」スポーツの推進

市民がスポーツを観戦する機会の拡大を図ることで、市民のスポーツへの興味関心を高め、市民のスポーツライフの充実、さらにスポーツによる交流・地域の活性化を目指します。

3 「ささえる」スポーツの推進

指導者やボランティア等の育成、スポーツを気軽に楽しめる場や環境の整備、スポーツ施設の活用の拡大等に努め、市民のスポーツ環境（団体・指導者・施設等）の充実を目指します。

スポーツ奨励大会 オール習志野歩け歩け大会



7 目標値の設定

計画の推進状況を確認するため、3つの具体的な数値を目標値として設定します。

目標値は、令和6(2024)年5月に実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」の結果を基に設定しています。

1 「する」スポーツの推進

市民の60%が週1回以上スポーツを行うことを目指します。

(週1回以上スポーツを行っている市民の割合)

51.9%(平成30年度)⇒53.7%(令和6年度)⇒**60.0%**(令和15年度)

2 「みる」スポーツの推進

市民の40%が競技会場でスポーツ観戦することを目指します。

(会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合)

34.5%(平成30年度)⇒28.0%(令和6年度)⇒**40.0%**(令和15年度)

3 「ささえる」スポーツの推進

市民の20%がスポーツボランティアなどの活動を経験することを目指します。

(スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合)

13.3%(平成30年度)⇒9.0%(令和6年度)⇒**20.0%**(令和15年度)

8 計画の進め方

(1) 市民への理解

計画を円滑に推進するためには、より多くの市民に計画内容を理解していただくことが必要なことから、計画作成にあたっては、わかりやすい構成や表現に努め、多くの市民へ周知が図れるよう広報活動に努めます。

(2) スポーツ団体、関係各課等との連携、協働による推進

計画の実施にあたり、スポーツ団体及びスポーツ関連の民間団体、市内大学等の関連団体との協働により推進するとともに、市の関係各課との連携を図ります。

(3) 財源の確保・予算の効率的な執行

計画の推進には財源の確保が重要であり、スポーツに関する公的な補助金やスポーツ振興助成等を活用して、計画的かつ効率的な予算執行に努めます。

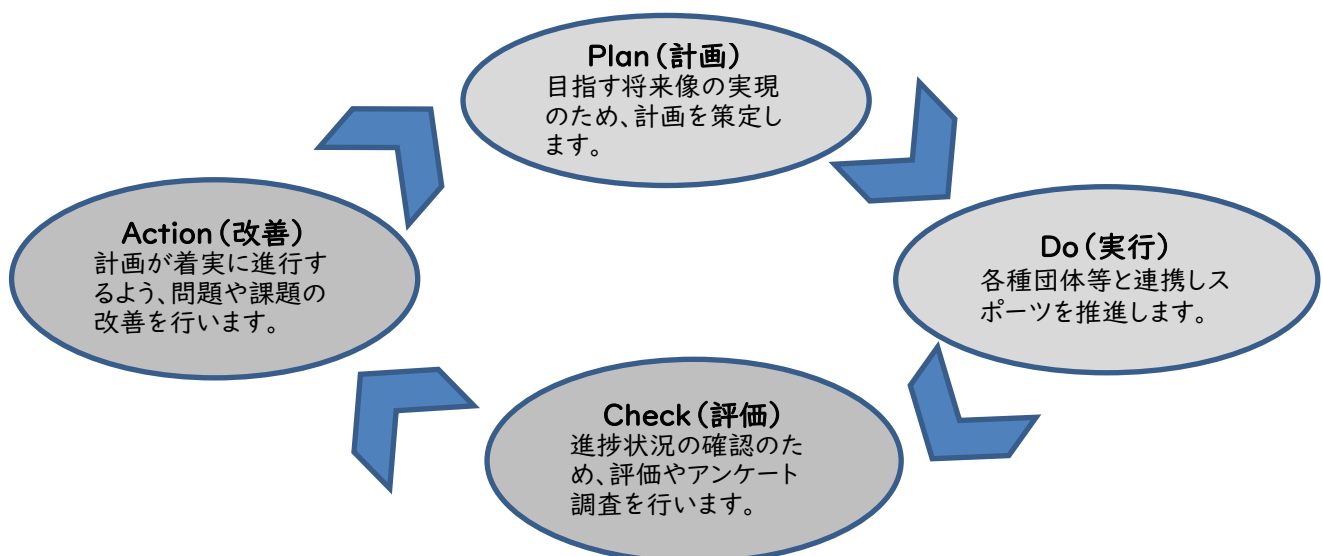
(4) 取組の実施

本計画に沿った取組を実施するにあたり、取組を別掲とし、計画期間の中間年度に事業の新規・変更等を見直すことで、確実な遂行を目指します。(①令和 8(2026)年度～11(2029)年度、②令和 12(2030)年度～15(2033)年度)

(5) 計画の進捗状況の検証と見直し

計画の推進にあたっては、PDCA サイクルによる進行管理の方法を用いるとともに、進捗状況を把握するために定期的に市民アンケートを実施し、設定した目標値の達成状況(達成率)を確認します。また、必要に応じて計画を見直し、その時代に即した弾力性のある計画とします。

PDCA サイクルによる進行管理



第3章 | 計画の実現に向けた施策

1 施策体系

習志野市基本構想（将来都市像） 「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」
習志野市教育振興基本計画（基本目標） 「主体的に学び 理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり」

スポーツ推進計画

【基本理念】

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

【基本方針】

- 1 スポーツで「あつまり、ともに、つながる」
- 2 安全で安心な環境づくり

【施策の柱】

1 「する」 スポーツの推進	2 「みる」 スポーツの推進	3 「ささえる」 スポーツの推進
1 幼児期・ジュニア期における機会充実 2 働く世代・子育て世代への活動の支援 3 高齢者への支援 4 障がいのある人への支援 5 気軽に行えるスポーツの推進 6 健康増進への寄与	7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催 8 トップチーム・アスリートとの連携 9 スポーツ情報の発信	10 スポーツ推進団体への支援 11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援 12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大 13 公共スポーツ施設の安全性の維持

取組

2 施策の展開

1 「する」スポーツの推進

市民のライフステージを「幼児期・ジュニア期」、「働く世代・子育て世代」、「高齢者」の3つと捉え、それぞれのステージに応じたスポーツの場を提供します。

併せて、障がい等に関わらず、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツの普及を推進します。

また、「(通称)習志野市健康なまちづくり条例(※3)」に基づき、健康増進という観点からスポーツを通じた市民の健康づくりを目指します。

施策1 幼児期・ジュニア期における機会充実

幼児期やジュニア期は、将来の基本的な動きを身に付ける時期であり、運動習慣の定着に重要な時期と言えることから、外遊びなどの身体を動かし、楽しむ機会の充実を図ります。

また、児童や生徒などに対しては、学校体育や社会体育のそれぞれの分野に関わる団体等や地域とともに、子どもたちの発達段階に応じた多様なスポーツ活動が効果的・効率的に行われるよう支援することで、スポーツを楽しむ土台を築き、生涯にわたる健康で豊かな生活をサポートします。

施策2 働く世代・子育て世代への活動の支援

働く世代及び子育て世代が、健康で充実した生活を送るために、スポーツ活動を身近で継続的に楽しめる環境整備等に努めます。また、この世代をスポーツに取り込むには、「親子や多世代での参加」が有効であることから、親子や家族で参加できるイベントの開催や取組を推進します。

また、地域コミュニティにおけるスポーツの普及を通じて、交流の場を広げます。

施策3 高齢者への支援

年齢や体力に応じたスポーツの機会を提供します。健康体操やニュースポーツ(※4)など、多様なプログラムを通じて、健康づくりと交流の促進を図ります。また、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを進め、健康長寿のまちを目指します。

施策4 障がいのある人への支援

障がいのある人が、安心してスポーツに親しみ、心身の健康を維持・向上できるよう、多様なスポーツを行う機会を提供します。

また、地域のつながりを深める活動を通じて、誰もがスポーツを楽しみながらともに活躍できる共生社会の実現を目指します。

施策5 気軽にできるスポーツの推進

気軽にできるスポーツやニュースポーツ等の普及を通じて、市民の誰もが気軽にスポーツに取り組む機会の充実を図ります。また、スポーツを始めるきっかけづくりとして、オンラインやアプリを活用した身近にできるスポーツの支援について拡充を検討します。

さらに、スポーツのハードルを下げる工夫を施し、多くの人に参加するイベントの開催を支援することで、市民のスポーツ実践の機会につなげるとともに地域での交流や活性化を創出します。

施策6 健康増進への寄与

関係各課と連携体制を整え、各課の目的に応じたスポーツにおける健康、体力づくりを意識した取組を推進します。

また、市民一人ひとりが自分に合った運動習慣を身につけられる環境を整え、スポーツを介した健康的なライフスタイルの普及を進め、市全体の健康水準の向上を目指します。



■ あじさいクラブ大運動会



■ スポーツ奨励大会 みんなでモルック

2 「みる」スポーツの推進

スポーツ観戦を通じて、市民が感動や興奮を共有し、スポーツ文化をより身近に感じられる環境を整えます。また、効果的なスポーツ情報の発信により、市民のスポーツを観戦する機会の拡大を図ることで、市民のスポーツへの興味・関心を高めます。

施策7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催

市民が観て楽しむことのできるスポーツイベント等の開催を支援し、市民のスポーツを観戦する機会の拡大を図り、市民のスポーツへの興味・関心を高め、市民のスポーツライフの充実を目指します。また、市民のスポーツ実践の機会につなげるとともに、地域での交流や活性化を創出します。

施策8 トップチーム・アスリートとの連携

地域のトップチームやアスリートと連携し、市民がスポーツの魅力や感動をより身近に感じられる機会を創出します。

また、地域スポーツイベントへの参加や協力を促進し、トップアスリートの経験や知識を活用して市民のスポーツへの関心を高めることにより、スポーツ文化の普及と地域での交流や活性化を図ります。

施策9 スポーツ情報の発信

スポーツに関するイベントや大会の情報を手軽に入手できるよう、さまざまな媒体において発信することで誰もがいつでもスポーツに関する情報を得られるように努めます。



■ 千葉ロッテ ALL FOR CHIBA ブース出展



■ アルティアーリ千葉 ホームゲーム市民招待

3 「ささえる」スポーツの推進

「ささえる」スポーツでは、スポーツを「する人」だけでなく、運営側や支援者もスポーツ活動の一部として主体的に関わることで、地域全体でスポーツ文化を発展させることができます。この視点を重視することで、誰もが何らかの形でスポーツに関わることのできる環境を作り、スポーツの持つ社会的・文化的価値を最大限に活かすことができます。

本市では、これまで習志野市スポーツ推進委員（※5）や市独自の習志野市市民スポーツ指導員（※6）、習志野市スポーツ協会（※7）等のスポーツ推進団体により、「ささえる」スポーツの推進体制を整備してきました。その体制をより充実させていくために、市民のスポーツ活動を支えるスポーツ推進団体の活動やスポーツ指導者育成への支援、市民スポーツ指導員をはじめとするスポーツボランティアの育成と活動を支援します。

また、老朽化した施設の補修や維持保全など、施設の維持管理に取り組み、スポーツ施設の整備・活用の拡大等や運営支援を通じて、持続可能なスポーツ環境を構築します。

多くの市民が「ささえる」立場でスポーツに関与することで、地域の絆と活力を高め、生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境の充実を目指します。

施策10 スポーツ推進団体への支援

本市のスポーツにおける中心的な担い手であるスポーツの推進団体を積極的に活用し、より効果的にスポーツ活動が促されるよう活動を支援します。また、スポーツ推進団体の質的充実を図るため、研修会等を開催し、支援体制の構築を図ります。

施策11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援

スポーツ活動の担い手となるボランティアの育成を支援し、「ささえる」スポーツの充実を図ります。また、「ささえる」スポーツへの理解を深めるため、スポーツボランティアの裾野を広げる方策として気軽にボランティアができるような情報発信について検討します。

施策12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大

市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、誰もが参加できるスポーツ活動の機会の整備・確保・拡大に努めます。また、学校の体育施設を有効活用し、スポーツ環境の充実に取り組みます。

施策13 公共スポーツ施設の安全性の維持

老朽化した施設の補修や維持保全など、施設の適切な維持管理に取り組みます。また、公共建築物再生計画、生涯学習施設改修整備計画を踏まえた施設改修など、安心して施設が使用できるよう、計画的な維持保全に努めます。

3 取組

各施策に係る主な取組は、別掲にて「取組事業」とし、確実な遂行を目指します。また、計画期間の中間年度に見直しを行います。(①令和 8(2026)年度～11(2029)年度、②令和 12(2030)年度～15(2033)年度)



■ オービックシーガルズ ホームゲームボランティア



■ 市民まつり 子ども広場



■ こども健康大学



■ オービックシーガルズ 学校訪問

資料編

I 用語の解説（「(※)」で標記。※8～15は【取組事業】に標記。）

※1 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福をいいます。

※2 フレイル

加齢に伴い気力や体力が低下した状態をいいます。
また、「健康」と「要介護」状態の中間の段階であり、早く気づいて予防することで、状態の維持・改善が可能です。

※3 (通称)習志野市健康なまちづくり条例

平成24(2012)年12月に制定された条例で、正式名称を「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」といいます。

この条例は、個人の健康づくりと、個人の健康づくりを地域社会全体で支え守るために必要な社会環境の整備に、市・市民・市民活動団体・事業者および健康づくり関係者が連携・共同して取り組むことを目的として、それぞれの責務を定めた理念条例です。

※4 ニュースポーツ

ニュー・コンセプトチュアル・スポーツ(新しい考え方のスポーツ)の略称で、いろいろなスポーツを組み合わせた、これまでのスポーツを簡素化して新しく創られたスポーツなどをいいます。技術やルールが比較的簡単で、「いつでも、どこでも、だれでも、いくつかからでも、いつまでも」気軽に楽しめる生涯スポーツといえます。

※生涯スポーツ課が所有しているニュースポーツ用具の一覧は、P33・34を参照。

※5 習志野市スポーツ推進委員

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条に定められ、習志野市教育委員会より委嘱された市民の方々と、前「スポーツ振興法」の「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」に名称が改められました。

市民スポーツ指導員が地域内の人々の交流を中心に活動しているのに対し、スポーツ推進委員は、全市的(オール習志野)な立場に立って、指導者、スポーツボランティアとして「する・みる・ささえる 習志野のスポーツ」を推進に向けた活動をしています。また、「スポーツ推進委員連絡協議会」を組織し、推進委員が相互に協力して、効果的な活動ができるようにしています。

※6 習志野市市民スポーツ指導員

各地区におけるスポーツ活動の活性化を図ることを目的に、習志野市教育委員会より委嘱された市民の方々の、昭和 55(1980)年 1 月 スポーツを通じてのコミュニティ活動の推進と社会体育の専門的知識を有する指導者の育成講座を開講したことに始まります。当時は、社会体育指導者と呼んでいましたが、その目的や習志野市独自の制度ということから「習志野市市民スポーツ指導員」と命名され、令和 7(2025)年 3 月末現在で 222名の方を委嘱し、毎週土日に行っている学校体育施設開放事業の「管理指導員」としても活動しています。

また、市民スポーツ指導員は、全 16 地区の理事による「市民スポーツ指導員連絡協議会」を組織し、相互に協力してコミュニティスポーツを推進しています。

※7 習志野市スポーツ協会

習志野市の競技スポーツを統括する団体で、市制施行と同時に発足し、競技スポーツ団体を中心に発展を続け、現在はニュースポーツなどの団体も加盟し、活動しています。

令和 2(2020)年度に「習志野市体育協会」から名称を変更しています。

<スポーツ協会 加盟団体>

No.	団体名	No.	団体名
1	野球連盟	18	ライフル射撃協会
2	水泳協会	19	スキー連盟
3	剣道連盟	20	アマチュアゴルフ協会
4	バレーボール協会	21	ボウリング協会
5	卓球連盟	22	空手道連盟
6	ソフトボール協会	23	なぎなた連盟
7	陸上競技協会	24	弓道協会
8	山岳協会	25	ユニバーサルホッケー協会
9	柔道連盟	26	パークゴルフ協会
10	(一社)サッカー協会	27	武道太極拳連盟
11	テニス連盟	28	グラウンド・ゴルフ協会
12	バスケットボール協会	29	ペタンク協会
13	ソフトテニス連盟	30	ダンススポーツ協会
14	クレー射撃協会	31	バウンドテニス協会
15	ボクシング連盟	32	合気道習志野道場
16	体操協会	33	スポーツ少年団
17	バドミントン協会		

※8 スポーツ奨励大会

スポーツ推進委員が中心となり運営しているスポーツ大会で、生涯スポーツの推進を図り、市民の健康・体力の保持増進や地域コミュニティづくり等を目的に開催しています。

令和6(2024)年度に実施した内容は、「オール習志野歩け歩け大会」「ニュースポーツフェスティバル」「パークゴルフのつどい」「みんなでモルック」「コミュニティバレーボール大会」の5つです。

※9 公益財団法人 習志野市文化スポーツ振興財団 (旧(公財)習志野市スポーツ振興協会)

昭和48(1973)年法人設立認可を受けて発足しました。「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進に取り組むとともに、習志野市スポーツ協会等のスポーツ関係団体や関係機関と連携し、子どもから高齢者に至る幅広い年齢層のスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に努めています。また、指定管理者(令和6(2024)年度から令和10(2028)年度)として市内9つのスポーツ施設の管理・運営事業を行っています。

令和6(2024)年度に「(公財)習志野文化ホール」と合併し、名称を変更しています。

※10 総合型地域スポーツクラブ

「いつでも」「誰でも」「それぞれのレベルで」「いろいろなスポーツを」楽しむことができる、地域密着型のスポーツクラブで、スポーツを通じた自身の健康づくりはもちろん、地域の人とのコミュニケーションづくりにも役立っています。習志野市には、市と市民の方が協働で立ち上げ、現在は3つの総合型地域スポーツクラブが地域の人の手で自主的に運営されています。また、市とクラブ間の連携を図るため「総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」が組織されています。

クラブ名(略称)	事務所所在地	連絡先	主な活動種目
習志野ベイサイド スポーツクラブ(NBS)	秋津3-1-1 秋津小学校1階	453-1334	テニス、女子サッカー、陸上、ラグビー等
習志野イースタン スポーツクラブ(NES)	東習志野3-4-5 東部体育館1F	474-3215	テニス、クライミング、ユニカール、卓球等
習志野中央 スポーツクラブ(中央)	本大久保3-8-19 プラッツ習志野南館1F	474-8651	テニス、スイミング、健康体操、フレッシュテニス等

※11 スポーツ少年団

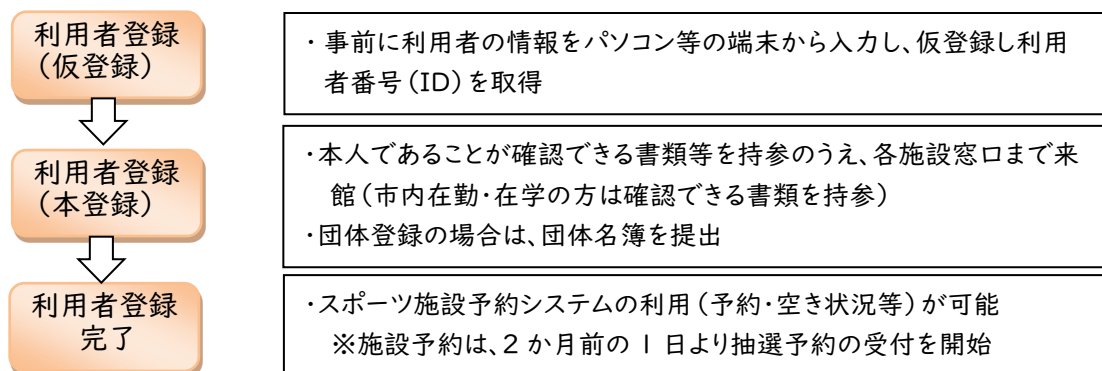
スポーツを通じて、青少年の健全育成を目的とする団体。市町村、都道府県、全国組織の日本スポーツ少年団で構成されています。

習志野市では、軟式野球、剣道、ソフトボール、サッカー、ミニバスケットボール、バレーボール、陸上の種目のチームが所属しています。

※12 施設予約システム

習志野市では、一部スポーツ施設の利用について施設の窓口に行かなくても、予約や抽選予約の申し込みができる「スポーツ施設予約システム」を導入しています。

システムを利用するためには、利用者登録が必要となります。



※13 転倒予防体操推進員

市の研修を受け登録し、地域でてんとうむし体操を広める活動をしています。

現在、市内各地に約130名の推進員がおり、さまざまな会場で、地域の皆さんとともに体操をしています。また、地域のお祭りなどのイベントで、体操を紹介する活動もしています。

※14 健康づくり推進員

バランスのとれた食生活や健康づくりのための運動、生活習慣病予防など、推進員として学んだ知識を生かして、自らの健康づくりの実践と、地域で健康づくりを進めるボランティアです。

「習志野市からだ・こころ・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」(平成24年度制定)に基づいて、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣の確立、定着を目指し、市民の健康づくりの実践活動を応援しています。

※15 指定管理者制度

地方自治法の改正により、それまで地方公共団体が運営していた公共施設の管理・運営等を民間企業や NPO などの団体に包括的に委託することができる制度のことです。

2 生涯スポーツ課所有の用具一覧

(令和8(2026)年3月現在)

No.	種 目	用 具
1	インディアカ	インディアカ(羽)
2	キンボール	キンボールセット
3	グラウンドゴルフ	スティックセット(大人用)ボール付
		スティックセット(少年用)ボール付
		スティックセット(幼児用)ボール付
		セット ・ホールポスト ・スイングマット ・ラウンド旗(8ホール)
		スタート表示板
4	ゴムバレーボール	ゴムボール
5	室内ペタンク	ペタンクセット(ゴム製ボール6×2色)
		マット
6	スポーツ吹き矢	筒
		矢
		的
		的シート
		的スタンド
7	ソフトバレーボール	ネット
		補助支柱
		ボール
8	ターゲットバードゴルフ	ボール(シャトル)
		クラブ
		ショットマット
		ホール
		ホール杭
		セカンドボール
		室内用ホール立て
9	チュックボール	ボール(ハンドボール)
		ネット
10	ティーボール	バッティングティー
		バット
		ボール
11	ディスクゴルフ	フライングディスク
		ディスクキャッチャー(ゴール)
12	ディスクゲッターナイン	ディスクゲッターナインセット
		フライングディスク(ドッジビー)
13	ドッジビー	ディスク
14	なわとび	長縄跳び

No.	種 目	用 具
15	ノルディックウォーク	アグレッシブポール
		ディフェンシブポール
16	パークゴルフ	クラブ(少年用)
17	バウンドテニス	ラケット
		ネット・支柱
		マット
		ボール
18	バレーボール	ラインフラッグ
19	フラッグフットボール	ボール(小学生用、中学生用)
		フラッグセット
		ミニコーン
		スポットマーカー
20	フレッシュテニス	ラケット
		ボール
21	ふわどっち	ボール
22	ペタンク	ブール(金属製ボール)
23	ヘルスバレーボール	ボール
		空気入れ
24	ポッチャ	ボール
		レフェリーセット
		ランプ
25	モルック	モルックセット
26	ユニカール	スタンダードセット(大人用)
		ジュニアセット(子供用)
27	ユニホッケー	ゴール
		スティック・ボール
28	レクリエーション バレーボール	ボール
29	わなげ	輪投げセット

3 スポーツができる施設・広場等の一覧

【屋外】

(令和8(2026)年3月現在)

	施設名	所在地	施設概要	照明
野球	秋津野球場	秋津 3-7-2	野球、ソフトボール (1,800席スタンド)	×
	中央公園野球場★	本大久保 3-8-19	野球	×
サッカー等	秋津サッカー場	秋津 3-7-3	サッカー等、人工芝 (2,100席スタンド)	○
	袖ヶ浦少年サッカー場	袖ヶ浦 5-1	少年サッカー	○
	芝園フットサル場	芝園 1-3-2	人工芝コート3面	○
テニスコート	袖ヶ浦テニスコート	袖ヶ浦 5-1-1	砂入り人工芝4面	×
	実籾テニスコート	実籾 6-29-1	クレ-6面	×
	秋津テニスコート	秋津 5-20-2	砂入り人工芝6面	○
	中央公園テニスコート	本大久保 3-8-19	ハード1面	○
	芝園テニスコート	芝園 1-3-2	砂入り人工芝4面	○
パークゴルフ	中央公園 パークゴルフ場	本大久保 3-8-19	9ホール、パー33、全長507m	×
	茜浜パークゴルフ場	茜浜 3-5-1	18ホール、パー66、全長895m	×
広場等	秋津公園多目的広場★	秋津 3-7	ソフトボール、少年野球、 サッカー等	○
	袖ヶ浦運動公園 ★	袖ヶ浦 5-1	ソフトボール、少年野球等	×
	茜浜緑地 ★	茜浜 3-5	ソフトボール、少年野球等	×
	中央公園多目的広場	本大久保 3-8-19	芝生広場	×
	実籾本郷公園★	実籾 2-24	ソフトボール、軟式野球等	×
	茜浜近隣公園	茜浜 1-3	サッカー等	○
	香澄近隣(ふれあい) 公園★	香澄 4-4	ソフトボール、少年野球等	×
	東習志野ふれあい広場★	東習志野 8-30	ソフトボール、少年野球等	×
野外キャンプ 公園 遊歩道等	富士吉田青年の家	富士吉田市 上吉田 4443	キャンプ場	
	鹿野山少年自然の家	君津市鹿野山 常緑平 731	キャンプ場	
	香澄公園	香澄 3、5、6丁目	野外炉	
	香澄公園内園路	周遊道		
	茜浜緑地・海浜公園内園路	周遊道		
	谷津千潟公園内園路	谷津 3丁目～秋津 5丁目 谷津千潟周遊路 1周 3.5km		
	ハミングロード	市東端(東習志野 5丁目)～臨海部(茜浜 3丁目)緑道 11.67km		

※★はボール遊びにおすすめの公園

【屋内】

区分	施設名	所在地	施設概要
体育館	袖ヶ浦体育館	袖ヶ浦 5-1-1	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他 観覧席 432 席
	東部体育館	東習志野 3-4-5	バレーボール、バスケットボール、卓球、体操ピット、バドミントン、フリークライミングウォール、トレーニングルーム他 観覧席 201 席
	中央公園体育館	本大久保 3-8-19	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他
	富士吉田体育館 (富士吉田青年の家)	富士吉田市 上吉田 4443	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他
	鹿野山少年自然の家 体育館	君津市鹿野山 常緑平 731	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他
プール	千葉県 国際総合水泳場	茜浜 2-3-3	メインプール 50m×25 m 飛込みプール 25m×25 m 固定席 3,662 席 サブプール 50m×18.5 m 固定席 187 席 トレーニングルーム他

※付帯設備や貸出用具には、一部組立等に専門的な技術が必要なものがあります。

4 スポーツができる主な施設・広場等の写真

<東習志野・実籾・大久保地区>



① 東部体育館



② 実籾テニスコート



③ 中央公園パークゴルフ場



④ 中央公園体育館
(プラッツ習志野南館)

<袖ヶ浦地区>



⑤ 中央公園テニスコート



⑥ 中央公園野球場



⑦ 袖ヶ浦体育館



⑧ 袖ヶ浦テニスコート

<秋津地区>



⑨ 袖ヶ浦少年サッカー場



⑩ 袖ヶ浦運動公園多目的広場



⑪ 秋津テニスコート



⑫ 秋津サッカー場

<茜浜・芝園地区>



⑬ 秋津野球場



⑭ 秋津公園多目的広場



⑮ 茜浜近隣公園



⑯ 茜浜パークゴルフ場



⑰ 芝園フットサル場



⑰ 芝園テニスコート

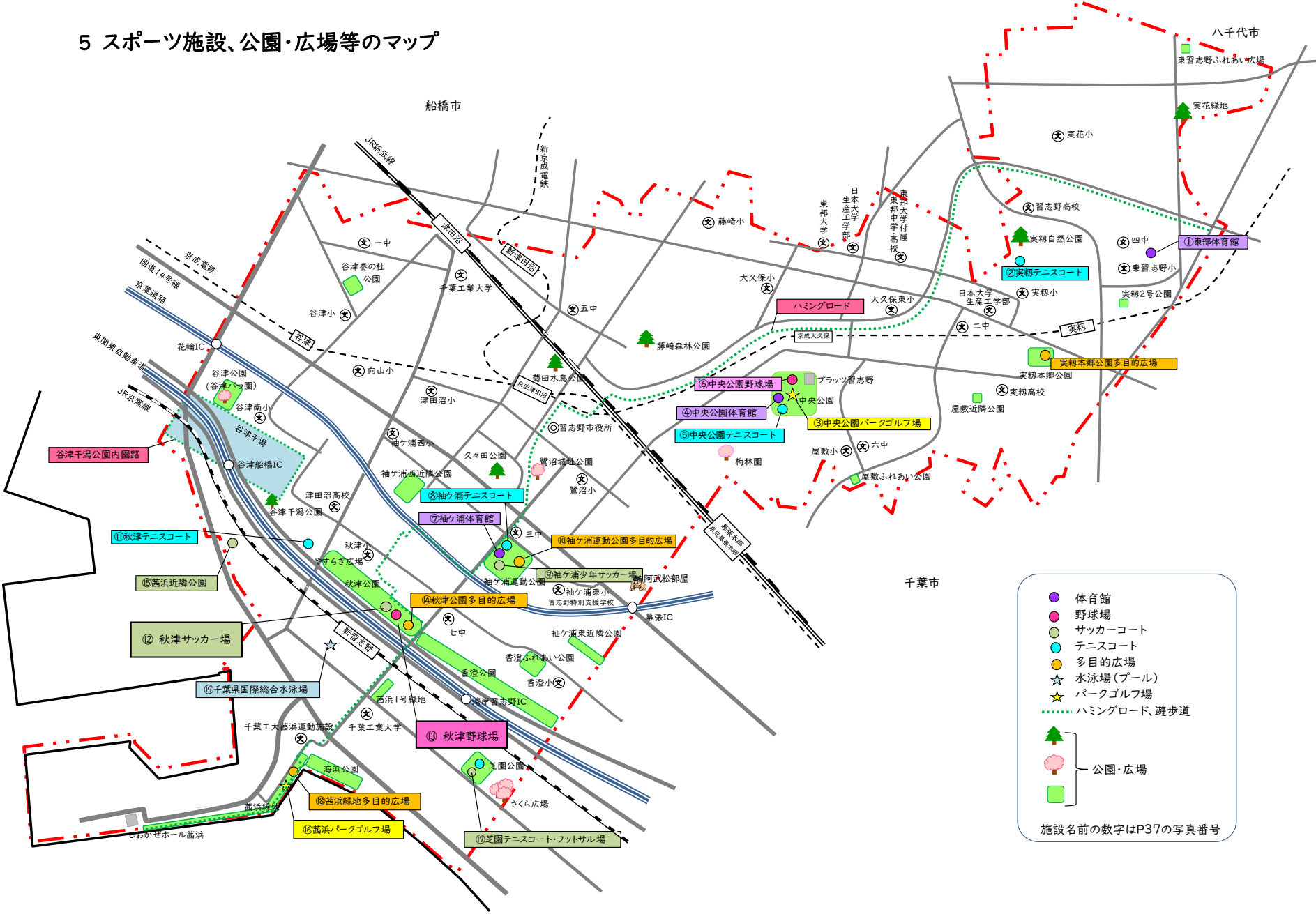


⑱ 茜浜緑地多目的広場



⑲ 千葉県国際総合水泳場

5 スポーツ施設、公園・広場等のマップ



	体育館
	野球場
	サッカーコート
	テニスコート
	多目的広場
	水泳場(プール)
	パークゴルフ場
	ハミングロード、遊歩道
	公園・広場

施設名前の数字はP37の写真番号

6 習志野市スポーツ推進審議会委員名簿

(令和8(2026)年3月末現在)

区分	氏名	職責等	備考
学識経験者	阿川幸平	習志野市スポーツ推進委員連絡協議会 副会長	会長
〃	山口一	習志野市スポーツ協会 副理事長	副会長
〃	大沢亜紀	習志野市医師会 医師	
〃	菊地俊紀	日本大学 生産工学部 教授	
〃	吉見知子	習志野市スポーツ協会 理事	
〃	引原有輝	千葉工業大学 創造工学部 教育センター 教授	
〃	澁川賢一	東邦大学 理学部 准教授	
〃	大久保菜穂子	順天堂大学 スポーツ健康科学部 前任准教授	
〃	杉山健一	習志野市小中学校体育連盟 副会長 谷津小学校長	
関係行政 機関職員	島本博幸	習志野市政策経営部長	

7 習志野市スポーツ推進計画策定についての諮問・答申

【諮問】

教 第 9 5 号
令 和 7 年 2 月 5 日

習志野市スポーツ推進審議会会長 様

習志野市教育委員会

習志野市スポーツ推進計画の策定について(諮問)

習志野市スポーツ推進審議会条例(昭和47年条例第30号)第2条第1項第1号の規定により、「習志野市スポーツ推進計画」の策定について、習志野市スポーツ推進審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

「習志野市スポーツ推進計画」の策定について

2. 計画策定の趣旨

本市は、スポーツ・レクリエーション活動を通して、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、現在までにさまざまなスポーツの施策を展開してきた。

今後も、さらなる本市のスポーツの推進を図るためには、市民の求めるスポーツニーズに対応した取組や、健康づくりに視点を置いたスポーツ・運動、さらにスポーツを通じた「まちづくり」を目指していくことが必要となることから、本市の目指すべくスポーツ施策として「習志野市スポーツ推進計画」を策定する。

【答 申】

令和7年9月24日

習志野市教育委員会 様

習志野市スポーツ推進審議会
会長 阿 川 幸 平

習志野市スポーツ推進計画(素案)の策定について(答申)

令和7年2月5日付け教ス第95号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

習志野市スポーツ推進計画(素案)について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断するが、以下の意見に十分留意していただきたい。

1. 計画及び情報の周知・広報について

本計画は、習志野市の実情を踏まえ、市民一人ひとりのニーズに応じた「する」「みる」「ささえる」スポーツの機会を持つことができるよう施策を掲げている。この施策を実現するためにも、市民、スポーツ団体、関係部署等と一層の連携・協力を図るとともに、計画を含め、スポーツに係る情報の積極的な周知・広報活動の充実に努められたい。

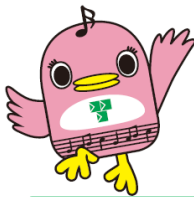
2. 計画の進捗状況の把握と点検・評価について

本計画では基本理念として、「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を掲げている。その推進・具現化にあたっては計画に掲げた各施策の取組について、成果や課題等を評価・検証し、必要に応じた見直しにより、適切な進捗管理に努められたい。



あしたのハーモニーが響くまち

習志野市



習志野市スポーツ推進計画

発行年月：令和8年3月

発行：習志野市教育委員会

編集：生涯学習部 生涯スポーツ課

所在地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047(451)1151(代表)

ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp/>